

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1)本校の学校経営理念等

本校は、「挑戦から学び 仲間とともに つながる子 ～みんな みなみの子～」という学校目標の下、「つながり」を大切にし、学びを深め合える子どもの育成に努めている。学校教育活動全体を通して、「知・徳・体」調和のとれた人間性豊かな児童の育成をめざす。

(2)いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

(3)法的根拠

伊丹市立南小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)を参考して策定する。また、いじめの防止のための基本的な方針のいじめに対する措置(平成29年3月14日改定)を踏まえ、本校は、被害加害児童の様子を含め状況を注視していく。

2 基本的な方向

(1)本校教育への生徒指導の位置づけ

本校は地域に根ざした地域学校をめざしている。生徒指導においても「次世代の健全育成」を学校・家庭・地域のもつ教育力を連携させた以下の目標を共通理解した教育を進めている。

生徒指導の目標

- ア:心の教育(道徳教育・人権教育や生活指導)を積極的に進め、人間関係力を高め、いじめのない学級づくりに努める。
- イ:道徳の教科書を活用した取り組みを学校・家庭・地域が連携して進め、児童の規範意識を高める。
- ウ:児童理解を深めるため、生活態度・学習態度などの観察を細かく行い、児童の悩みや不安を確実につかみ、学校組織と保護者が協力して早期に課題解決を行う。
- エ:けじめある学校生活を身につけさせるため、子どもへの愛情を持った厳しい指導も行う。本校では「豊かな心の育成」を図るために具体的目標をたて、いじめを決して起こさないためにも、以下の指導体制を構築し取り組む。

基本理念

本校では、生徒指導が学校教育目標を具現化するため、学習指導と並んで重要な意義を持つものであると考え、具体的な目標を設置して取り組んでいる。

- ア:日常の基本的な生活習慣を身につけさせ、豊かな人間性を養う。
- イ:集団生活の基礎を身につけさせ、楽しく、気持ちよく学校生活を送れるようにする。
- ウ:お互いに認め合い、高め合う仲間づくりをする。

加えて、生徒指導が、教育課程の内外において児童の人格の健全な成長を促し、自らが現在及び将来における自己実現を図っていくため、自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じた充実を図っていく。本来、生徒指導は児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、個人が日々研鑽することはもちろんのこと、組織的な研修を怠らないことが重要である。本校では、特に諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、教職員の資質向上、児童のきめ細かな実態把握に計画的に取り組むため、次の基本的な考えを共通理解して指導にあたる。

具体的目標

- ア 各事案を未然に防ぐ取り組みを推進する。
- イ 「全職員で全児童を見る」指導体制を確立する。
- ウ 問題の悪化・長期化を防ぐために組織的に取り組む。
- エ 自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さをみつけようとする児童を育成する。

生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、すべての教育課程で行われるべきものである。休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、家庭訪問など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校では、特に児童に自尊心を高めることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から、「わかる授業」の成立、「支持的風土のある学級づくり」を重視している。また、話し合い活動の充実による望ましい集団づくりや、道徳の充実による規範意識の醸成を図る。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導が組織的に機能することが重要である。生徒指導部会を原則として月1回行う。また、早急に問題対応するための会を随時開催する。さらに、いじめ問題に関する対策委員会として、いじめ対策委員会を設定している。この組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当者、教務担当者、各学年生徒指導担当者、特別支援学級担任、養護教諭とし、その他必要に応じて校長が指名する。協議事項は、生徒指導目標に基づく生徒指導計画の企画立案、進捗状況、いじめアンケート調査（年間3回）、児童の実態把握に基づく情報交換等、それに基づく対処方針及び具体的な取組計画等である。いじめ対策委員会の協議結果等は、職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか組織的な取組に展開する。

(3) 学校・家庭・地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標にも地域や家庭との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取組を進めてきている。今後も、PTAや学校運営協議会、南小学校地区自治協議会等と連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 児童会等による主体的な活動

生活指導の目的である、「集団生活の基礎を身につけさせ、お互いに認め合い、高め合う仲間づくりにより、一人ひとりが楽しく、気持ちよく学校生活が送れるようにする。」は、児童会活動の目標と密接に重なっている。

本校では、児童会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団や異年齢集団との関係づくりを、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させるため、児童会が主催する行事を行っている。

児童会活動

- ア: 交流学級が協力して、主体的・創造的に取り組む態度を育てる。
- イ: 人や社会に貢献しようとする社会奉仕の活動。「赤い羽根共同募金」等。
- ウ: 委員会による常時活動及び、学校生活向上のための主体的な活動。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの早期発見・防止等に関する措置を行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される「いじめ対策委員会」「教育相談体制」「生徒指導体制」などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。また、各学期に「いじめアンケート」(年3回)を実施して、察知したいじめには全力で組織的解決を行う。

別紙1 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を計画的に行うため、現状を踏まえた先行的な方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。

別紙2 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙3 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力をもとめて、事態の解決に向けて対応する。なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも学校だよりやホームページにより情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針は、学校のホームページで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会、生徒指導部会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。